

平成 29 年度地域活性化に向けた協働取組の加速化事業

【よくあるご質問】

1. 事業の内容について

【1-1】

Q：この事業は委託でしょうか、請負でしょうか。

A：本事業は請負業務です。請負業務とは、仕様書に基づく業務を遂行し、その成果物をもって報酬（契約金額）を支払うこととなります。本事業において採択団体は、環境省と契約を締結いたします。なお、本事業費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」には該当しないので、精算（額の確定等）は行いません。

【1-2】

Q：助成金との違いはなんですか。

A：一般的に助成金は、団体の取り組みを金銭的に支援するものです。一方で本事業は、環境省が定めている事業目的に対して団体が申請し、選考プロセスを経て採択された申請書を基に仕様書を作成し、その仕様書に基づき採択団体が実施するものとなります。仕様書には、申請書に書かれた内容に加えて月次報告の提出・連絡会への出席・情報開示等が明記され、採択団体は環境省と契約書を取り交わし請負者として本事業を実施しなければなりません。そういう点で助成金とは大きく異なります。

【1-3】

Q：複数年度にまたがる事業の提案は可能ですか。

A：単年度の請負契約となりますので、当該年度分の提案のみ申請願います。

【1-4】

Q：連絡会・報告会とはなんですか。

A：採択団体の情報交換やアドバイザリー委員からの助言を受ける場として、3 回程度連絡会を開催いたします。顔合わせとなるキックオフ、進捗確認となる中間報告は地方ごとに実施しますが、最終の報告会は 1 か所で開催いたします。出席に係る費用は契約金額に含まれます。

【1-5】

Q：この事業における成果物は何ですか。

A：上記【1-1】【1-2】に記述しましたが、契約書の仕様書に基づく業務を遂行し、その結果を取りまとめた「報告書」が成果物となります。

【1-6】

Q：この事業で求められることはどのようなことですか。

A：具体的な環境保全活動の試行を通して得られた知見に加えて、協議会や円卓会議での議論のプロセスや場づくりのノウハウ等を明らかにしつつ、それをもとにした中期計画（3カ年）を策定していただきます。

【1-7】

Q：環境パートナーシップオフィス（EPO）の役割はなんですか。

A：採択団体の取り組みを伴走支援します。伴走支援とは、採択団体が事業を進める上で直面する様々な状況に対し、EPOがもつネットワークやノウハウを駆使して状況打開のサポートをすることを指し、協働取組の経過や進捗を把握し、各連絡会に同席し問題意識や課題を共有します。EPOの関与にともなう費用は、EPOが負担します。

2. 対象事業について

【2-1】

Q：協議会としての実績が採択要件に影響しますか。

A：すでに実績のある協働取組の場合（Aタイプ）でも、これから協議会を組んで取り組む場合（Bタイプ）でも、提案の中身で審査されます。すでに実績がある場合でも、加速化するための部分が評価されます。また、次の段階の取組は本事業の対象外になります。

①協働取組の呼びかけを行っている段階であり、各主体の合意が未成熟なもの。（この場合は、本事業によらず、法に基づく協働取組の申し出制度を活用してください）

②協働取組が安定した段階にあり、さらなる活動の充実を目指しているもの。

また、協議会には、会計上の受け皿となる組織の確認が必須になります。

【2-2】

Q：任意団体、企業、学校、自治体は申請可能ですか。

A：任意団体、企業や学校も「ウその他法人で、国との請負契約者となりうる者」に該当する場合は可能です。自治体は申請できませんので、パートナーとなる団体に申請していただきます。

【2-3】

Q：想定している協働取組の事業主体とは事前にどの程度調整する必要がありますか。

A：最低でも本事業申請についての打診をしておいてください。書類審査の過程で各関係主体に対し電話等で、申請事業への関与について確認を行います。

【2-4】

Q：地方公共団体とは具体的に何を指しますか。

A：地方自治法に準じ、都道府県、市町村、教育委員会、農業委員会などを想定しています。なお、国の機関との協働を妨げるものではありません。

3. 申請書について

【3-1】

Q：「全体の頁数は6頁以内にしてください」とありますが、全体とはどこまでを指しますか？

A：表紙（申請書）と別紙（1：事業の費用の内訳、2：各事業主体の詳細）を除いた箇所を6頁以内に収めてください。

【3-2】

Q：申請事業はより大きな事業の一部なので、それが分かるように書いてよいですか。具体的には、全体予算の何%として本事業の経費が充当される予定、といったような書き方をしてよいですか。

A：追加情報として書く分にはかまいませんが、事業の費用の内訳は上限250万円なので、それが分かる形で書いてください。「別紙1：事業の費用の内訳」が250万円を超えるものが採択された場合には、仕様書を作成する前段階で再提出していただきます。

【3-3】

Q：Web制作費や土地の測量費、造成費（ビオトープなど）の項目は事業費に含まれますか。

A：Web制作費はその他経費に該当します。業務の成果及び過程で発生する財産及び権利等は全て環境省に帰属しますので、Web制作の内容によっては経費として認められない場合があります。採択後に担当官と調整していただきます。

土木工事費には支出されません。あくまで、協働取組に係る費用に対して支出されるものであり、財産となり得るものに対しては、支出できません。田畑や山林の管理が協働取組の過程において必須の場合、その費用分担については採択後に担当官と調整していただきます。

また、机やイスなどの備品購入も該当しませんので、必要な場合は、レンタル又はリースでの対応となります。